

東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第12号

【編集・発行】

東京都公文書館

平成 19 年度登録第 7 号

平成 20 年 3 月発行

【印刷】

(株)まこと印刷

《 目 次 》

公文書館の書庫から～雑誌「市政人」～ …… 1	刊行物のご案内 …… 7
町奉行所の文書管理に学ぶ …… 4	当館のご利用方法 …… 8
震災・災害図書について …… 6	

公文書館の書庫から

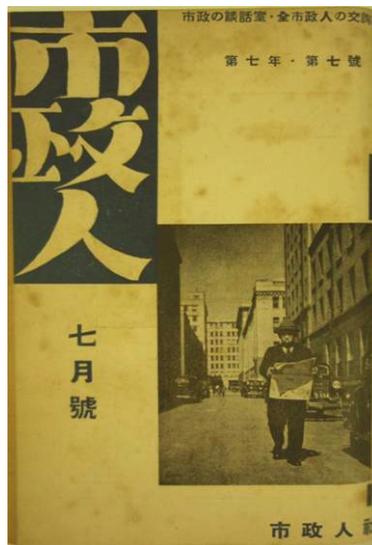
雑誌「市政人」(市政人社、昭和 7～15 年)

年輩の都庁職員のなかには、雑誌「都政人」の名前を聞いて、「ああ、あれか」となつかしく思いだされる方も多いのではないのでしょうか。発行元は都政人協会。須藤紋一氏が創刊して、後に高斎忠雄氏がその経営を引き継ぎました。昭和 24 年(1949)5 月創刊当時のキャッチフレーズが「都と区をつなぐ職員の談話室」とあるように、誌面は主に都区職員の投稿で埋められ、文字通り誌上談話室として多くの職員に親しまれていましたが、平成 3 年 12 月号をもって終刊となりました。最終号には当時の鈴木俊一東京都知事をはじめ、多くの都庁マンが、「都政人」に関する思い出を語ってその終刊を惜しんでいます。

ここに紹介する「市政人」は、その「都政人」の前身で、まだ東京都が東京市とっていた昭和のはじめの時代に、市役所職員の投稿雑誌として発行されていたものです。発行元は須藤紋一氏が主宰する市政人社で月刊でした。

須藤氏は、岡山県出身。大正 13 年(1924)東京市役所に就職し、庶務課、文書課に勤務し、4 年間の市役所生活の後、昭和 3 年(1928)に退職。関係者の回想からは、およそ役人らしくない自由人としての強烈なキャラクターを持つ人物像が浮かび上がってきます。彼は、この短い市役所時代につちかった人脈をもとに、市域拡張によって「大

東京市」が成立した昭和 7 年(1932)10 月、「市政人」を創刊したのでした。

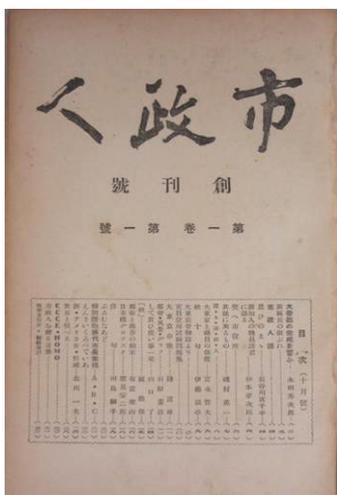


《 昭和 13 年 7 月号 》

創刊にあたって、市役所の中堅若手幹部職員 18 名が連名で出した推薦文が残っています。

拝啓/秋冷の砌貴職愈々御清勝の御事と存じます/切て友人前文書課員須藤紋一君が今回市吏員の交詢機関として雑誌「市政人」を発刊し、大東京の全職員に贈ることになりました、大東京の市政に参加する吾等五万の市政人のために多年その必要を痛感された斯くの如き親和機関が、同君の手によって創刊されたことは誠に欣快のことと存じま

す/同君は全く任侠的な考から之を企図し、編輯経営等に於ても何等特種な庇護に頼らず、全く市政人の清き友誼的支援を唯一の力として起つてゐる態度を吾々は一層嬉しく思ひます/就きましては貴職も共に「市政人」の為に特別の御同情を下さつてその健全なる発展に御協力援助下さいます様切に御願ひ致す次第でござります



《 創刊号（昭和7年10月） 》

署名人の中には若き日の谷川昇氏（当時都市計画部調査課長。後、広島県知事、衆議院議員。プロ野球球団広島カープの生みの親としても知られている）や磯村英一氏（当時都市計画部庶務掛長）の名前もみえます。「市政人」発行については、おそらく、こうした市役所職員たちの強い後押しもあったものと思われま。

須藤氏の編集方針と彼の個性は、第3号の編輯後記によくあらわれていると思うので、ちょっと長くなりますが、引用してみましょう。まず、編集上の苦勞と今後の決意について次のように述べています。

もう三号になる。量から云へば三冊で僅かに百頁だ。読者諸君の中には「なんだキング一冊を分割して出してゐる」位に思つてゐる方があつてもしれないが、僕はこんな仕事が始めてなのと、出した以上どうしても自分の考へてゐるだけのものにしたので、恐らく諸君の想像以上に苦しんでゐる。「市政人」が諸君の公機として認識され、支持されて、経営線に達するのは、山の上に井戸を掘る程困難な仕事かもしれないが僕はあくまで根気と努力とでこれと戦ふつもりだ。

そして、編集技巧などは末の末の問題で、どんどん投稿してくれなければ内容など良くなりっこ

ないと、市職員が積極的に声をあげることを訴えています。

編集技巧なぞは末の末だ、もつとどんどん投書や購読の同志を勧誘してくれなければ内容など良くなりっこない。僕は投書が少ないからと云つて、諸君に主張がないとも、市政人の血がうすいとも思はない。

今や、多年官治行政の下流に泳ぎ、中央政治の毒血に濁された市政人が、本然の使命に覚め都市行政の地位を確立しなければならない時機に会してゐるのだ。雑誌「市政人」の誌上に、その反影が現れてくるのもさう遠くあるまい。

つぎに、なぜ市長や助役に原稿を依頼しないのかについてその理由を書いています、このあたりは、自由人須藤紋一の面目躍如たるところです。

それから、何故市長や助役に書いてもらはないのかと恰もそれが無いと雑誌の値打ちがない様に云はれる読者が大分あるが、それを聞く度に僕は淋しい気がする。元来、雑誌「市政人」は市長、助役及び小敷な上役の雑誌ではないのだ。云ふ迄もなく全市政人のものなのだ。どうか今後そんな心細いことを云はずに諸君のものとして「市政人」を育てたい。



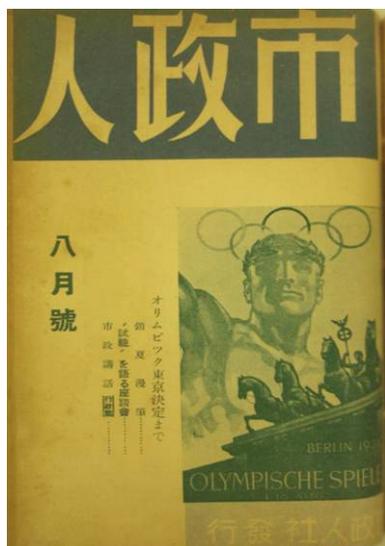
《 昭和7年12月号 》

市政人の英語訳“MUNICIPALIAN”も須藤氏の造語だと言われている。

当時の自治体職員は、今とちがって地位も身分も法的な保障のない、きわめて不安定な立場にありました。そのためとすれば萎縮しがちな職員たちを、「市政人」と呼ぶことで鼓舞し、大都市行政の専門家、大都市行政の第一線の担い手として

誇りと自信を持ち、胸をはって堂々とモノを言いなさいとはげますが、この雑誌のねらいではなかったかと思われます。その意味では、市政の第一線にこそ優秀なスタッフを配置せよと説いた後藤新平やピアード博士の「東京市政論」の精神に通ずるものがあるようにも思われるのです。(✓)

四、五年つづけていたかな。それに見切りをつけて何の当てもないけれど、東京へでてきたのが、五十年前の九月なんだ。上京して転々としている間に「大東京」ができたわけだが、ぼくの弟が須藤（紋一）の義弟ですよ。弟も大した仕事をしていなかったんで、「市政人」創刊号は手塚亮、ぼ



《 昭和 11 年 8 月号 》



《 昭和 15 年 3 月号 》



《 昭和 12 年 1 月号 》

須藤氏は、市政人社のほかに、母の雑誌社を主宰し、池袋の児童の村小学校の機関誌の発行も行っていました。子息出穂氏の回想によれば、日暮里道灌山にあった自宅の「須藤紋一」という標札の下に、市政人社と母の雑誌社というカマボコ板のような二つの標札があり、当時9歳の出穂氏は、内容がわからぬまま、帯封をしたり、切手を貼ったり、郵便局へ持っていくなどずいぶん手伝いをした記憶があると述べています。（「都政人」終刊号、平成3年12月）

「母の雑誌」はその後「生活学校」という名前になりましたが、太平洋戦争で廃刊。「市政人」も太平洋戦争によって廃刊になったということです。その終刊時ははっきりしません。

当館が所蔵する「市政人」バックナンバーは、創刊号から昭和15年第9巻7月号までで、故手塚竜麿氏（都政史料館館長、東京都公文書館職員、英学史研究家）の旧蔵になるものです。

手塚氏と「市政人」の関係は、創刊当時の編集を須藤氏に頼まれて手伝ったことから始まったもので、その経緯を手塚氏は以下のように述べています。

京都で浪人生活をしていたんだな。浪人生活を

くの弟が編集人名義になっているんですよ。ところが、ぼくも上京して何の仕事もないし、須藤に「カネも何もだせないけれど、やってくれないか」といわれ、ひきうけたわけだ。

しかしそのとき、ぼくはわずかに東京市民であったとしても、東京市政を知らない。大体、自治制度を知らないんだから。京都にいても、市政にタッチしていないし、市民だけだった。だから、市政概要を読んだりして、大変だった。とにかく、身柄を当時日暮里にあった「市政人社」にあずけたわけだ。

それから、一年位たってから失業救済で、東京市の市域拡張部の後身都市計画部に入ったんです。（「都政人」1982年10月号）

雑誌「市政人」は、当時の東京市役所職員の声を直接聞くことができる数少ない資料で、昭和初期の東京市政に関する貴重な文献の一つと言えることができるでしょう。

【付記】

雑誌「市政人」及び「都政人」は現在整理中です。閲覧を希望される方は、その旨、閲覧窓口職員にお申し出ください。

町奉行所の文書管理に学ぶ

遠山の金さんの実像

テレビ時代劇の代表作といえば、水戸黄門、大岡越前、そして遠山の金さんということになるでしょう。二代水戸藩主・徳川光圀、町奉行・寺社奉行等を歴任し享保の改革を推進した大岡越前守忠相、そして天保・弘化と二度にわたって町奉行を務めた遠山左衛門尉景元という実在の人物がモデルになっていますが、後年、講談や歌舞伎などを介して物語として広く人気を博し、のち映画、テレビ時代劇へと続く、いずれ劣らぬ超ロングセラー作品です。

このうち御三家のひとつ水戸藩主である徳川光圀や、自身の公務日記を残した大岡忠相には、その実像を知る記録が存在していますが、遠山景元については手がかりとなるまとまった記録が残されていません。しかし、彼の町奉行としての政策判断については、町奉行所で作成された史料群を通して、きわめて具体的に明らかにすることができるのです。

天保改革と寄席弾圧をめぐって

天保改革の実施過程で、老中と町奉行との間に政策的対立が存在していたことが明らかにされています(藤田寛『幕藩制国家の政治史的研究』、『遠山金四郎の時代』)。その中でも、この時期に庶民の娯楽として人気を集めていた寄席(当時の史料には「寄場」と記されています)の取り潰しについてはその対立軸が際立って明確になります。

老中水野忠邦は、寄席での芸能に風俗上好ましくないものが含まれていることから、寄席そのものの全面禁止を主張します。これに対して、遠山景元は反対意見を表明します。もし寄席の全面的撤廃を実行したら、芸能者の生活が成り立たなくなり、また庶民の娯楽を奪ってしまっただけで彼らを反社会的な行動に走らせかねないというわけです。もちろん遠山も町奉行としての立場から風俗統制そのものは容認しており、決して単純に庶民の味方というわけではないのですが、少なくとも庶民生活の実情に通じており、これをふまえた施策を提言できる町奉行であったこととなります。

それでは寄席弾圧の背景に存在したこうした政

策的対立が、どのように記録として残されたのか、いまいし丁寧に探ってみることにしましょう。

水野忠邦 v s 遠山景元

天保12年(1841)から翌年にかけての寄席取り締まりをめぐるやりとりを、時系列を追ってみましょう。

11月5日、町奉行遠山景元が風俗統制に関わる原案を提示し、その中で規則に違反する内容の芸能を上演させていた寄席の取り払いを主張。

これに対して、水野忠邦はすべての寄席の撤廃を指示する。

11月14日、先に述べた理由から、遠山は水野の案に敢然と反論し、興行内容の取り締まりを厳重にし、寄席そのものは存続させるべきと主張。

11月24日、水野は遠山の意見を一定程度受け入れて全面禁止策を撤回、14、5ヶ所を残すという妥協案を再提示する。

遠山は市中取り締まり掛の特命を受けた町名主に命じて市中に散在するおよそ200を超える寄席の実態調査を実施。その成立年代と演目を書き上げさせる。

12月28日、遠山は の調査報告書にもとづき、営業開始年代の古い15ヶ所の寄席存続を提案。

翌天保13年2月、水野は遠山の上申のとおり、寄席15ヶ所は残し、その他の撤去を命じる。

文書の動きを追う

以上に紹介したような幕府内部でのやりとりが詳細に判明するのは、その時々で作成される記録文書が一括して残されているからに他なりません。

ここで紹介した一連の記録は、旧幕引継書に含まれる「天保撰要類集」という史料群に収録されています(で作成された調査報告書だけは「市中取締類集」という別の史料群に収録)。

ここまで要約してきた政策決定プロセスを、今度は文書の動きでたどってみることにしましょう。

次頁に掲げた古文書が、寄席一件を含む風俗取り締まり関係を一括した史料全体の表紙に当たる部分です。枠内に「市中取締筋風俗等之儀二付奉伺候書付」との銘書があり、左下に左衛門尉と記名されています。遠山景元が風俗取締り関係の政策を伺った書類がまとめられていることが判明し

で紹介してきた「天保撰要類集」というのは、町奉行所内のいわば文書課に相当する部署で作成された、先例集でした。

実はこの撰要類集という先例集の作成が始められたのは、八代将軍徳川吉宗に主導された享保改革期の公文書改革の一環としてであり、町方の文書改革の当事者は時の町奉行、大岡越前守その人でした。

撰要類集の作成を担当した撰要方には南北町奉行所それぞれに与力4名、同心8名が配され、先に紹介した御用部屋等に保管されている文書記録を借り出し、法令・告示のほか、老中から町奉行への訓示・諮問、町奉行所での稟議などから、今後の町奉行所での政策判断に重要な参考となるものを取捨選択し、筆写していきました。清書された帳面は、「御仕置之部」「御触町触之部」「薬種之部」「橋々之部」等のように部立て、分類されて保管されます。このような撰要類集の編纂作業はおよそ10年程ごとに繰り返されていき、それぞれ編纂時期の年号を冠につけて「享保撰要類集」、「天保撰要類集」などと称しているわけです。

また撰要方のスタッフは、単に編纂作業に従事しただけではなく、「平日線物これ有る節は相調べ、有無申し上げ候」(「与力同心勤方大概」)というように、必要に応じて調査依頼にも応じていました。

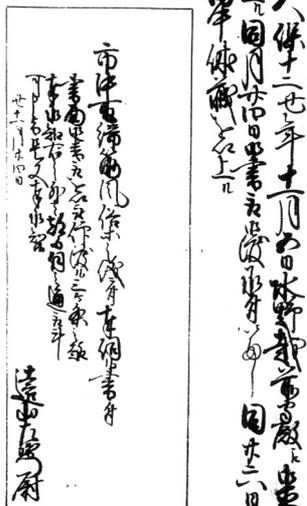
江戸時代のことですから、情報公開という意識はまったく存在していませんでしたが、町奉行所内部における情報の共有化、明示化という点ではすぐれた機能を発揮するシステムが作動していたといえるでしょう。近年はやりの言葉を用いるならば、江戸のナレッジマネジメントです。

江戸の文書管理に学ぶ

旧幕引継書から明らかになる江戸の文書管理の一端をご紹介してきました。そこでは徹底した文書主義に基づく意思決定、その過程で発生する文書群を一括して保管するファイリングシステム、その現物記録から重要事項を取捨選択して筆写、分類し行政利用に供するナレッジマネジメント機能が確認されました。これらは、現代の文書管理、公文書館制度の改善、機能アップを目指そうとするとき、すぐれて今日的な課題を提示してくれているといえそうです。江戸の文書管理制度に学ぶ

こうした視点からの調査・研究の深化が求められています。

老中・町奉行所間での意思決定過程を伝える町奉行所の文書管理システム
 (「天保撰要類集」御触町触之部五)



ます。

枠の右側には文書の動きが記されています。「天保十二丑年十一月五日、水野越前守江御直上ル」とあり、遠山から水野に直接伺い出ています。この後老中水野は文書を預かったまま、遠山に対して寄席全面撤廃の意向を文書で示します。これに対して遠山から寄席全面撤去反対の上申書が提出されます。その上で「同月廿四日御書取御渡」とあるように、水野から遠山へ書取が渡されますが、その内容は寄席14、5ヶ所を残すという妥協案でした。こうしてここまでの書類一式が町奉行の手元に戻るのですが、枠内に記されているように、遠山は水野から仰せ渡された三ヶ条の趣に承知の旨を表紙部分に書き込み(この部分を「承付」と呼び、意思決定の確認がなされます)翌々26日、田中休蔵(奥右筆組頭)を經由して老中のもとに文書記録一式が戻されるのです。おそらくこの一件文書は、一括して袋に入れられ、江戸城内の老中執務室である御用部屋に保管されたものと考えられます。

このように、老中と町奉行の間では、政策決定までの間に、文書に基づいた意見交換が繰り返され、その全過程で発生する文書が一括して残されていくシステムが存在していたこととなります。この徹底した文書主義に基づく稟議制度のおかげで、私たちは名奉行・遠山左衛門尉の都市問題に対する姿勢を鮮明に知ることが可能になるのです。撰要方と町奉行所のナレッジマネジメント

ところで今述べたような一件書類のファイリングシステムが存在したとしても、その原文書がそのまま残されているわけではありません。これま

震災・災害図書の整理について

公文書館では、大正 12 年（1923）の関東大震災に関する資料を所蔵し、一般に公開しています。この資料の大部分は、かつて東京府庁と東京市役所の 2 つの役所が、震災救護活動の過程で作成もしくは収受した公文書と関連図書・資料類からなり、昭和 18 年（1943）都制施行とともに東京都庁に引き継がれたものです。

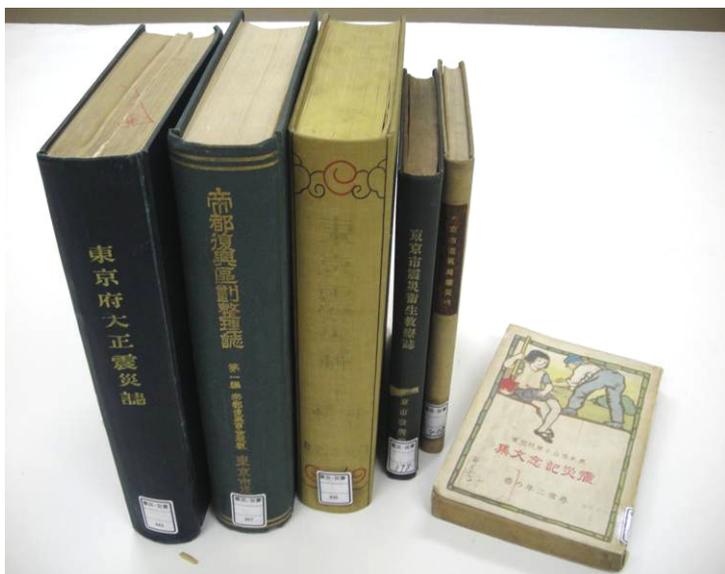
このうち図書に関しては文書とは別扱いで管理していましたが、水害等の「災害」に関する図

書と共に閲覧請求が増加してきたことを受け、「震災・災害図書」として他の図書から独立させて扱うことにいたしました。より迅速な閲覧対応を目指し、ラベルを連番制にするとともにデータを整備し、請求番号を「震災・災害」の後に数字を付ける形に変更しました。

閲覧室の検索システムにデータをアップしましたので、来館の際には是非ご利用ください。

資料の紹介

(1) 東京府・東京市編集図書



左から

「東京府大正震災誌」

【請求番号】震災・災害 - 443

「帝都復興区画整理誌」

【請求番号】震災・災害 - 307

「東京震災録」

【請求番号】震災・災害 - 430

「東京市震災衛生救護誌」

【請求番号】震災・災害 - 398

「東京市電気局震災誌」

【請求番号】震災・災害 - 408

「東京市立小学校児童震災記念文集」

【請求番号】震災・災害 - 393

(2) 写真集

上左 「帝都復興記念帖」復興局編

【請求番号】震災・災害 - 平置 - 21

上右 「関東大震大火記念写真帖」

黒田久吉著

【請求番号】震災・災害 - 39

下 「大正大震大火之記念」内田茂文著

【請求番号】震災・災害 - 平置 - 16



(3) その他図書



左 「震災画報」第1冊～第6冊

宮武外骨 編集 半狂堂 発行

【請求番号】震災・災害 - 114

右 「十一時五十八分」

萬朝報・東京市役所 共編

【請求番号】震災・災害 - 115

刊 行 物 の ご 案 内

『東京市史稿』産業篇 第四十九

江戸の産業・経済・流通などに関わる史料を収載する産業篇。本巻には文化13年(1816)から文政2年(1819)までの史料を掲載しています。

甲州の村から単身江戸に出た杉本茂十郎という人物。菱垣廻船積問屋仲間の再興に力を尽くし、町奉行所御用達・三橋会所頭取にまで栄達しましたが、文政2年に、三橋会所廃止となり失脚を余儀なくされます。これまで、同人の主導する三橋会所体制の中で多額の冥加金等を出金してきた大問屋側の怨嗟に満ちた視点からの人間像が流布してきましたが、本巻には同人の心情を伝える書簡や、その公儀重視の思想を示す著作を翻刻。新たな研究の展望を開きます。

このほか、伊丹酒にせブランド事件、物価引下令が巻き起こした波紋など、興味深い内容が満載です。

またご好評をいただいている「大江戸瓦版」も充実してお届けいたします。

『都史資料集成』第7巻 震災復興期の東京

本書は、関東大震災の翌年にあたる大正13年(1924)から東京市が隣接5郡、82町村を市域に編入した昭和7年(1932)までを対象に、主に東京府の事務引継書、施策に関する史料を中心に構成しています。

[第1分冊]

第一 東京府部長事務引継書 一～七

[第2分冊]

第一 東京府部長事務引継書 八～一二

第二 島司郡市区長会議・市区町村会議における府知事訓示、指示注意事項

第三 昭和五年地方長官会議資料

第四 震災復興

第五 失業対策事業

第六 教化動員・公私経済緊縮運動

第七 東京府の土木事業

第八 東京府臨時行財政事務審査会

『東京市史稿』産業篇 第四十九、『都史資料集成』第7巻は、ともに平成20年3月下旬刊行を予定しております。是非、ご一読ください。

販売場所：都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 TEL 03-5388-2276(直通)

価格(予定)：『東京市史稿』産業篇 第四十九 4,520円

『都史資料集成』第7巻 7,560円

当館のご利用方法

来館について

当館の閲覧や複写に予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・ 専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・ 大量に資料を利用したい場合
- ・ 撮影したい場合

入館の注意点

当館1階入口で入館受付を済ませます。バッグ等お荷物をお持ちの方は、ロッカー（無料）に、筆記用具以外の持ち物を入れてください。

鍵の紛失にご注意ください。

閲覧方法

当館の資料は全て閉架式の書庫に保管してあります。閲覧を希望される方は、閲覧室に備え付けの目録やパソコン端末で、お調べの資料を検索し、所定の「閲覧票」にご記入・ご提出ください。

マイクロ撮影済みの資料については、原本保護のためマイクロフィルムか、それを電子化したDVD媒体での閲覧をお願いしています。

複写について

複写を希望される方は、当館に備えてあります「複写申請票」にご記入・ご提出ください。電子式複写は、一人又はグループで1日20枚までです。ただし、マイクロフィルム及びDVD媒体からの複写については枚数制限がありません。いずれも1枚20円で複写できます。

小銭をご用意ください。

閲覧・複写できる資料

当館の資料は原則としてご利用できますが、次のものは除きます。

作成又は取得をして30年を経過していない公文書

「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」第2条第2項又は第3項により一般の利用が制限されている次の公文書等

- ・ 個人情報等が記録されているもの
- ・ 利用によって破損や汚損を生じるおそれがあるもの
- ・ 現に館において使用しているもの（目録作成など保存及び利用の開始のため館において使用しているものを含む。）
- ・ 一般の利用に供しないことを条件として寄贈された資料

利用案内・交通案内

【利用案内】

開館日時

- ・ 月曜日から金曜日まで 9時～17時
- ・ 閲覧票・複写票等の受付時間
9時～12時、13時～16時30分
- ・ 休館日等（平成20年度）
土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
・ 年末年始（12月28日～1月4日）
・ 臨時の休館日として公示した日
・ 毎月第3水曜日（祝日の場合は翌日）

臨時の閲覧停止日もございますので、事前に当館HPにてご確認ください。

駐車場

- ・ 身障者専用駐車場をご用意しております。利用される場合には、事前にご連絡ください。
- ・ なお、一般の方は利用できません。

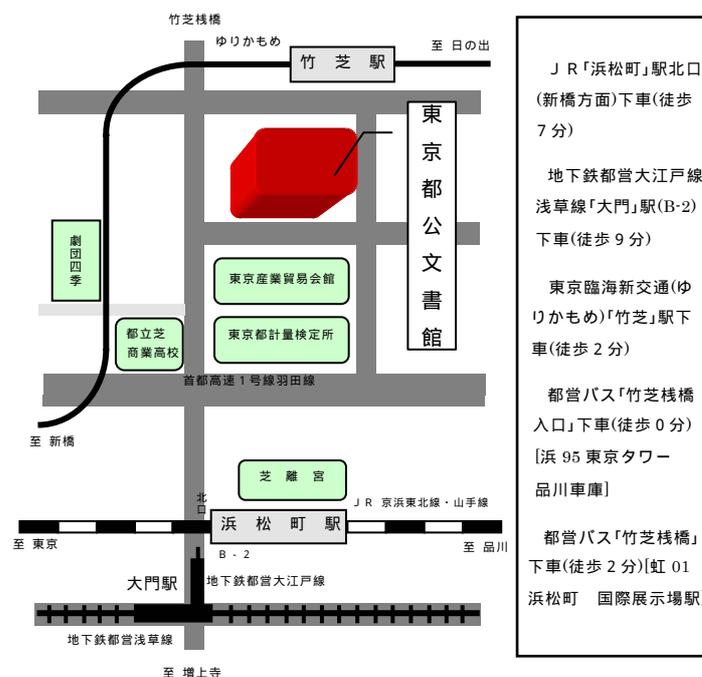
【所在地】〒105-0022 東京都港区海岸1-13-17

【TEL】03-5470-1333 【FAX】03-3432-0458

【ホームページ】<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/>

01soumu/archives/index.htm

【案内図・交通機関】



JR「浜松町」駅北口（新橋方面）下車（徒歩7分）
地下鉄都営大江戸線浅草線「大門」駅(B-2)下車（徒歩9分）
東京臨海新交通（ゆりかもめ）「竹芝」駅下車（徒歩2分）
都営バス「竹芝桟橋入口」下車（徒歩0分）
[浜95 東京タワー品川車庫]
都営バス「竹芝桟橋」下車（徒歩2分）[虹01 浜松町 国際展示場駅]



石油系溶剤を含まないインキを使用しています。